特掲診療科の施設基準等　[第12　手術]	
区分1に分類される手術	
ア　頭蓋内腫瘤摘出術等	3
イ　黄斑下手術等	0
ウ　鼓室形成手術等	0
エ　肺悪性腫瘍手術等	0
区分2に分類される手術	
ア　靭帯断裂形成手術等	0
イ　水頭症手術等	15
ウ　鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ　尿道形成手術等	0
オ　角膜移植手術	0
カ　肝切除等	0
キ　子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3に分類される手術	
ア　上顎骨形成術等	0
イ　上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ　バセドウ甲状腺全摘	0
エ　母指化手術等	0
オ　内反足手術等	0
カ　食道切除再建術等	0
キ　同種死体腎移植術等	0
区分4に分類される手術	
胸腔鏡下交感神経節切除術　等	0
その他に分類される手術	
ア　人工関節置換術	0
イ　乳児外科施設基準対象手術	0
ウ　ペースメーカー移植術　　及びペースメーカー交換術	0
エ　冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0
オ　経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈粥腫切除及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0

令和7年1月～12月まで　　令和8年3月31日現在